

業務改善助成金仕入税額控除 マニュアル

厚生労働省賃金課

目次

1	なぜ仕入税額控除の報告が必要なのか	3
2	具体的な報告について	5
3	仕入控除税額に係る報告と計算方法	8
	（1）共通事項	8
	（2）免税事業者である場合（様式第1号6（2）アに○を付けた場合）	9
	（3）課税事業者である場合	10
	ア 簡易課税事業者の場合	10
	イ 消費税法別表第3に掲げる法人の場合	11
	ウ 2割特例を利用する事業者の場合	13
	エ 課税売上高が5億円以下かつ課税売上割合が95%以上の場合	14
	オ 課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満であって、一括比例配分方式により消費 税の申告を行っている場合	17
	カ 課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満であって、個別対応方式により消費税 の申告を行っている場合	20
4	返還が生じた場合のその後の手続きについて	23

1 なぜ仕入税額控除の報告が必要なのか

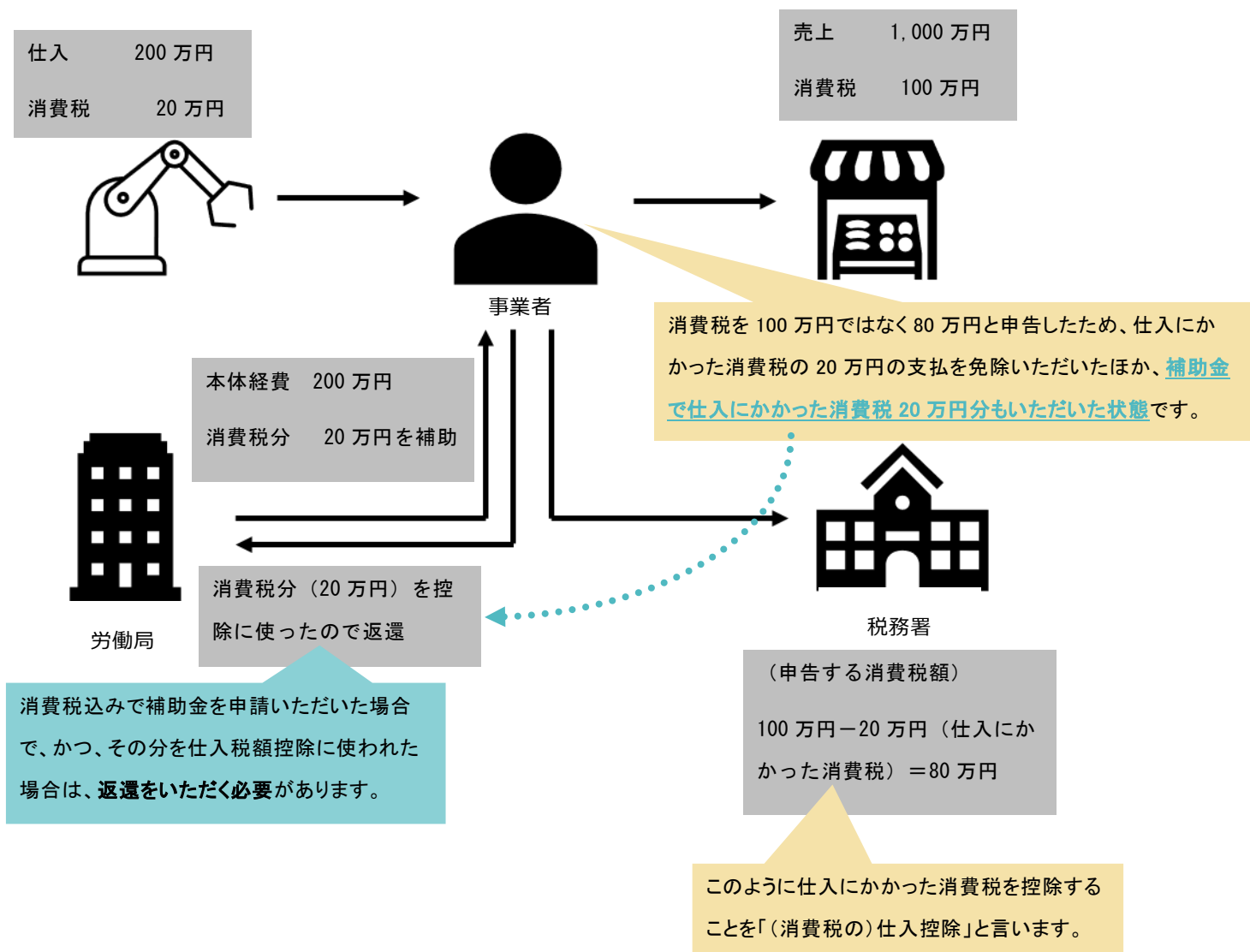
消費税は、生産、流通、販売などの各段階において、他の事業者や消費者に財貨、サービスの販売、提供などを行う事業者を納税義務者とし、その売上に対して課税され、最終的には消費者に転嫁される税金です。制度上、各取引段階で重ねて消費税が課されないように、事業者が納付する消費税額は、課税売上げ等に係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額を控除した金額となります（仕入税額控除制度）。

補助金の充当を受けた経費の消費税については、控除対象仕入税額として控除できる一方で、補助金収入は不課税売上げとして計上されます。すると、補助事業に係る課税仕入れに対して支払った消費税額分だけ事業者の利益となり、補助金に組み込まれた消費税額が消費税負担の目的で使われないことになってしまいます。そこで、その部分を国に返還していただく必要があります。こうした返還が必要かどうかを確認するため、要綱第 15 条において仕入税額控除についての報告等を求めています。

（例）

ある事業者が本体価格 200 万円（消費税額 20 万円）の機械を導入してある財貨・サービスを販売し、1,000 万円（消費税額 100 万円）の売上を得ました。この場合において、導入した機械の消費税額について、仕入税額控除制度を活用すると、税務署に申告する消費税額は、売上によって得られた 100 万円の消費税から仕入にかかった消費税額 20 万円を控除した 80 万円となります。言い換えると、仕入にかかった 20 万円の消費税について、これを仕入税額控除制度によって控除することによって、（機械の販売元が納めるべき消費税として）機械の販売元に転嫁されます。

一方、このケースにおいて、導入した機械に消費税額込みの 220 万円が補助されていた場合、この 20 万円は機械の販売元に転嫁する（＝機械の販売元に納めていただく）ための消費税となるのですが、先ほどのとおり、仕入にかかった消費税 20 万円は仕入税額控除によって転嫁済みであるため、転嫁するための消費税を二重取りしている状態になっています。こういった場合は、これに相当する金額について、労働局に返還いただく必要があります。



2 具体的な報告について

この仕入税額控除の報告が必要な事業者は、申請時において、**様式第1号6（1）イに○をつけた事業者**となります。（様式第1号6（1）アに○をつけた場合は報告が不要です。）

（1）申請書様式第1号6（1）アに○を付けた場合

この場合は、様式第12号消費税仕入控除税額に係る報告は不要となります。

6 消費税の適用に関する事項（該当するものに○）

- | | |
|-----|---|
| (1) | ☒ ア 消費税額を助成対象経費に含めないで国庫補助所要額を算定 |
| | ☐ イ 消費税額を助成対象経費に含めて国庫補助所要額を算定 |

（2）様式第1号6（1）イに○を付けた場合

この場合は、**様式第12号消費税仕入控除税額に係る報告が必要です。**

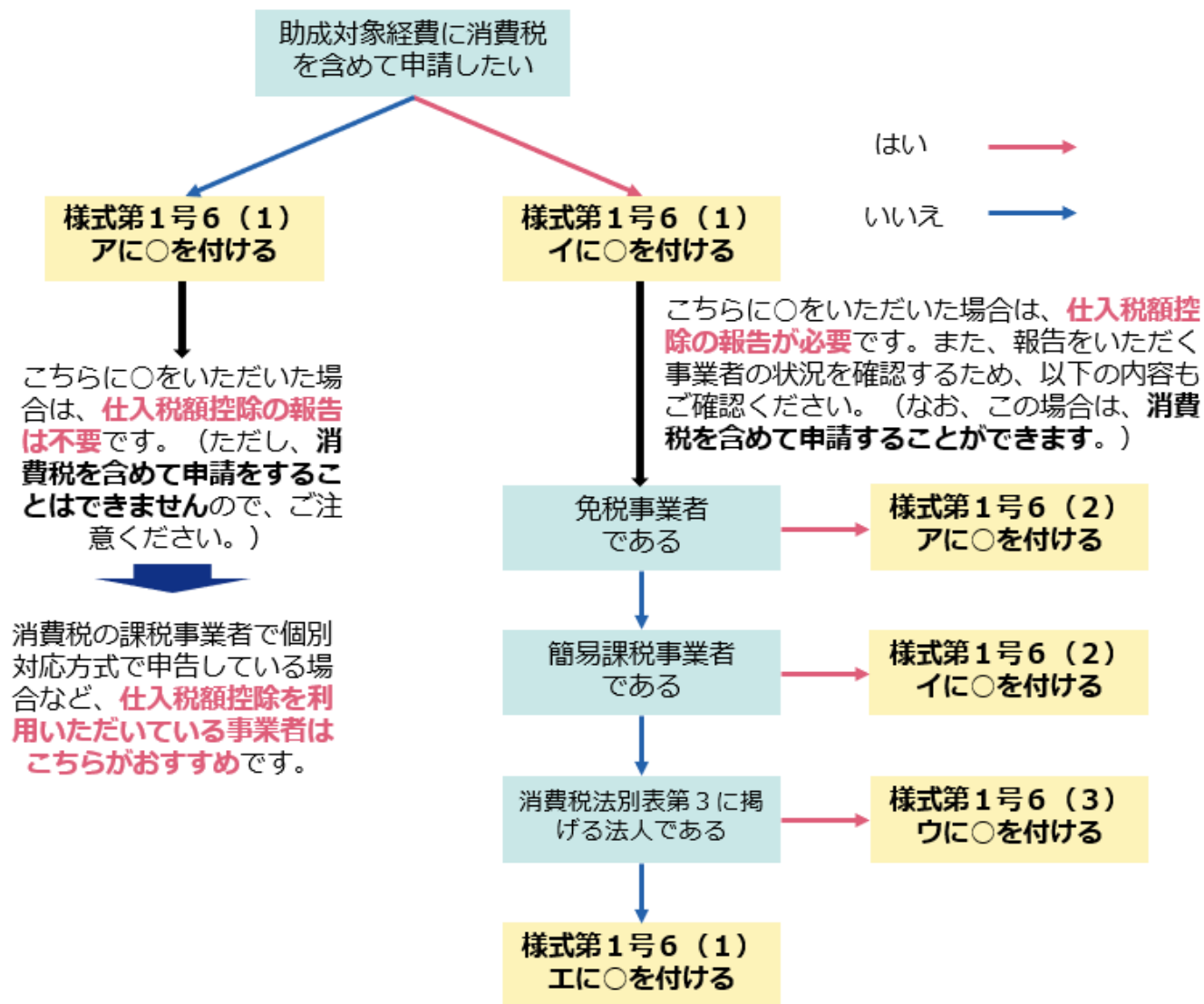
6 消費税の適用に関する事項（該当するものに○）

- | | |
|-----|---|
| (1) | ☐ ア 消費税額を助成対象経費に含めないで国庫補助所要額を算定 |
| | ☒ イ 消費税額を助成対象経費に含めて国庫補助所要額を算定 |

（参考）

様式第1号6（1）ア又はイのどちらに○を付けるか不明な場合は、以下の簡単なフローチャートをもとに、ご自身の事業場がどの区分に該当するのをご確認いただき、交付申請書様式第1号に記載してください。なお、ご不明点がございましたら、消費税の確定申告を行った税務署等にご相談ください。

<フローチャート>



※1 免税事業者とは以下の要件を満たす事業者のことを指します。

- ・新規に開業した事業者（資本金 1,000 万円以上の法人設立の場合を除く）および、開業 2 年目の事業者
- ・前々年分（法人の場合、前々期）の課税売上高が 1,000 万円以下の事業者

※2 簡易課税事業者とは以下の要件を満たす事業者のことを指します。

- ・基準期間（簡易課税制度の適用を受けようとする期間の2年前の期間）の課税売上高が5,000万以下
の事業者

- ・「消費税簡易課税制度選択届出書」を事前に提出している事業者

※3 その他、2割特例を利用する消費税の課税事業者であって、仕入税額控除の報告を希望する場合は、様式第1号6（1）イに○、6（2）エに○を付けてください。

<フローチャートのポイント>

- ① 助成対象経費に消費税を含めて申請いただく（様式第1号6（1）イに○を付けるパターン）ことができます。この場合は、仕入税額控除の報告（様式第12号）の提出が必須になります。
- ② 1の説明のとおり、仕入税額控除を受ける形で消費税を申告されている事業者は、後日、返還が生じることになります。この手間をなくすため、消費税を含めずに申請いただく（様式第1号6（1）アに○を付けるパターン）こともできます。この場合は、仕入税額控除の報告（様式第12号）の提出が不要になります。

3 仕入控除税額に係る報告と計算方法

申請時において、様式第1号6（1）イに○をつけた事業者（消費税を含めて助成金を受けた事業者）

は、消費税の申告により仕入税額控除が確定した場合、速やかに（遅くとも助成事業完了年度の翌々年度の6月30日までに）様式第12号による報告をいただく必要があります。消費税の申告をいただいた内容ごとに、報告内容や必要となる資料を以下のとおりご案内します。

（1）共通事項

以下、（2）及び（3）のとおり、免税事業者か課税事業者かによって分けてご説明をしますが、いずれにも共通してご対応いただく必要書類についてご案内します。

（必要となる書類）

① 様式第12号

② 記載内容を確認するための書類

①については、記1のところは、以下の記載方法のとおりご記入ください。記2のところと②については、事業者によって様々ございますので、以下（2）又は（3）の内容をご確認ください。

(様式第 12 号の記 1 の記入方法)

記

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 15 条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要国庫補助金等返還相当額）

金

- 3 添付資料

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる特定収入の割合を確認できる資料）を添付すること。

様式第 9 号別紙 1 「国庫補助金精算書」 L 欄に記載された金額を記入してください。

(2) 免税事業者である場合（様式第 1 号 6 (2) アに○を付けた場合)

免税事業者である場合は、以下、①・②のとおりご対応ください。

- ① 様式第 12 号の記 2 には、0 円とご記入ください。
- ② 免税事業者であることを確認できる資料を添付してください。

(添付書類例)

- ・助成事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書（写）及び損益計算書等、課税売上高を確認できる資料
- ・新たに設立された法人の場合は、設立日、事業年度、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類（法人設立届出書(写)等）

(3) 課税事業者である場合

課税事業者については、簡易課税方式や一括比例配分方式など、様々な申告の形態があることから、申告いただく方式ごとにご案内します。

ア 簡易課税事業者の場合

簡易課税方式で申告いただいた場合は、以下、①・②のとおりご対応ください。

- ① 様式第 12 号の記 2 には 0 円とご記入ください。
- ② 添付書類として簡易課税用の消費税確定申告書（第 3 - （3）様式）の写しをご提出ください。

（消費税確定申告書（第 3 - （3）様式）のチェックポイント）

第3-(3)号様式

令和 年 月 日 税務署長殿

納税地 (フリガナ) 屋号 個人番号 (フリガナ) 氏名

（電話番号 - -）

（個人の方）振替継続希望

※ 申告年月日 令和 年 月 日

簡

簡と書かれた簡易課税事業者用の様式かどうか、ご確認ください。

自 令和 年 月 日 課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書 至 令和 年 月 日

（中間申告 自 令和 年 月 日 の場合の 対象期間 至 令和 年 月 日）

この申告書による消費税の税額

課税標準額 ①	消費税額 ②	貸倒回収に係る消費税額 ③	控除対象仕入税額 ④

期間内に助成対象経費の支払日が含まれているか、ご確認ください。

令和五年十月一日以後終了時

※ 例として個人事業者用の様式を示しております。法人の場合は法人用の様式をご用意ください。

イ 消費税法別表第3に掲げる法人の場合

消費税法別表第3に掲げる法人の場合は、特定収入割合のパーセンテージによって対応が異なります。

【特定収入割合が5%を超える場合】

- ① 様式第12号の記2には0円とご記入ください。
- ② 添付書類として消費税確定申告書第3－（1）号様式の写し及び国税庁が提供する「特定収入に係る課税仕入れ等の税額の計算表（記入済みのもの）」の計算表1～3をご提出ください。

※ 「特定収入に係る課税仕入れ等の税額の計算表」のダウンロードは以下のサイトから可能です。

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/shohizei.htm>

【特定収入割合が5%以下の場合】

課税売上割合によって対応が異なります。詳しくは以下、エ～カをご確認ください。

(消費税確定申告書(第3-(1)様式(又は第3-(3)様式))のチェックポイント)

G K 0 3 0 6

第3-(1)号様式

令和 年 月 日

納税地

(フリガナ)

屋号

個人番号

(フリガナ)

氏名

税務署長殿

(個人の方) 振替継続希望

※ 所管 番号 整理号

令和 年 月 日

指導等 庁指定 局指定

確認書類 個人番号カード 通知カード・運転免許証 その他()

身元確認

相談 区分1 区分2 区分3

令和 年 月 日

自 令和 年 月 日
 至 令和 年 月 日

課税標準額 ①

消費税額 ②

控除過大調整税額

控除対象仕入税額

返還等対価に係る税額

貸倒れに係る税額

控除税額小計 (④+⑤+⑥)

控除不足還付税額 (⑦-②-③)

差引税額 (②+③-⑦)

中間納付税額 (⑧)

課税消費

2割特例の適用に○がついているかどうか、ご確認ください。

この申告書による消費

期間内に助成対象経費の支払日が含まれているか、ご確認ください。

事項

工事進行基準の適用

現金主義会計の適用

課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用

課税売上高5億円超又は課税売上割合95%未満

上記以外

基準期間の課税売上高

税額控除に係る経過措置の適用(2割特例)

令和 年 月 日

令和 年 月 日

令和 年 月 日

令和 年 月 日

令和 年 月 日

令和 年 月 日

令和 年 月 日

令和 年 月 日

令和 年 月 日

令和 年 月 日

令和 年 月 日

令和 年 月 日

令和 年 月 日

令和 年 月 日

令和 年 月 日

令和 年 月 日

令和 年 月 日

令和 年 月 日

令和 年 月 日

令和 年 月 日

令和 年 月 日

令和 年 月 日

令和 年 月 日

令和 年 月 日

令和 年 月 日

令和 年 月 日

令和 年 月 日

令和 年 月 日

令和 年 月 日

令和 年 月 日

令和 年 月 日

令和 年 月 日

令和 年 月 日

令和 年 月 日

令和 年 月 日

令和 年 月 日

令和 年 月 日

令和 年 月 日

令和 年 月 日

令和 年 月 日

※ 例として個人事業者用の様式を示しております。法人の場合は法人用の様式をご用意ください。

(特定収入に係る課税仕入れ等の税額の計算表のチェックポイント)

計算表1・2の該当部分の金額の転記ミスがないか、ご確認ください。

計算の結果、5%を超えているかご確認ください。(小数点第4位以下の端数を切り上げて、百分率で記入します。)

		金 額 等
資産の譲渡等の対価の額の合計額(計算表1⑥C)	①	円
特定収入の合計額(計算表2(1)⑩A)	②	
分母の額(①+②)	③	
特定収入割合(②÷③)	④	%

※ 例として個人事業者用の様式を示しております。法人の場合は法人用の様式をご用意ください。

エ 課税売上高が 5 億円以下かつ課税売上割合が 95%以上の場合

以下、①・②のとおりご対応ください。

① 様式第 12 号の記 2 には、本マニュアル添付の計算様式（全額控除シート）の 3 の返還額の金額をご記入ください。

② 添付書類として、

- ・ 本マニュアル添付の計算様式（全額控除シート）
- ・ 消費税確定申告書（第 3 －（ 1 ）様式）の写し
- ・ 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表（付表 2 － 3 （又は付表 2 － 1 又は付表 2 － 2））の写しをご提出ください。

(消費税確定申告書 (第3 - (1) 様式) のチェックポイント)

G K 0 3 0 6

第3 - (1) 号様式

令和 年 月 日 税務署長殿

納税地 (フリガナ) 屋号 個人番号 (フリガナ) 氏名

☐ (個人の方) 振替継続希望

※ 所轄 区 分 指導等 庁指定 局指定

申告年月日 令和 年 月 日

付印 確認 確認書類 個人番号カード 通知カード・運転免許証 その他 ()

身元確認 月 日 年 月 日 相談 区分1 区分2 区分3

自 令和 年 月 日 課税期間分の消費税及び地方消費税 至 令和 年 月 日

この申告書による消費

課税標準額 ①	十 百 十
消費税額 ②	十 百 十
控除過大調整税額 ③	十 百 十
控除対象仕入税額	
返還等対価に係る税額	
買倒れに係る税額	
控除税額小計 (④+⑤+⑥)	
控除不足還付税額	

現金主義会計の適用	☐	有	☐	無	31
課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	☐	有	☐	無	32
課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	☐	有	☐	無	33
課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	☐	有	☐	無	34
課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	☐	有	☐	無	35
課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	☐	有	☐	無	36
課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	☐	有	☐	無	37
課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	☐	有	☐	無	38
課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	☐	有	☐	無	39
課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	☐	有	☐	無	40
課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	☐	有	☐	無	41
課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	☐	有	☐	無	42
課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	☐	有	☐	無	43
課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	☐	有	☐	無	44
課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	☐	有	☐	無	45
課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	☐	有	☐	無	46
課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	☐	有	☐	無	47
課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	☐	有	☐	無	48
課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	☐	有	☐	無	49
課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	☐	有	☐	無	50

※ 例として個人事業者用の様式を示しております。法人の場合は法人用の様式をご用意ください。

(課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表(付表2-3(又は付表2-1又は付表2-2))の写しのチェックポイント)

第4-(10)号様式

付表2-3

課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一般

課税期間		. . . ~ . . .		氏名又は名称	
項目		税率6.24%適用分	税率7.8%適用分	計	
		A	B	C	
				(A+B)	
課税売上額(税抜き)	①				
免税売上額	②				
課税仕入れ等の税額の合計額		③			
(①+②+③+④+⑤)					
課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合		④			
(③の金額)					

④の「課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合」に金額が記載されているかご確認ください。

※ 付表2-1、2-2の場合であっても、同様に記載があるかどうかご確認ください。

オ 課税売上高が 5 億円超又は課税売上割合が 95%未満であって、一括比例配分方式により消費税の申告を行っている場合

以下、①・②のとおりご対応ください。

① 様式第 12 号の記 2 には、本マニュアル添付の計算様式（一括比例配分方式シート）の 3 の返還額の金額をご記入ください。

② 添付書類として、

- ・ 本マニュアル添付の計算様式（一括比例配分方式シート）
- ・ 消費税確定申告書（第 3 - （1）様式）の写し
- ・ 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表（付表 2 - 3（又は付表 2 - 1 又は付表 2 - 2））の写しをご提出ください。

(消費税確定申告書(第3-(1)様式)のチェックポイント)

G K 0 3 0 6

第3-(1)号様式

第3-(1)号様式であるか、ご確認ください。

自 令和 年 月 日
 至 令和 年 月 日

一括比例配分方式に○がついているか、ご確認ください。

この申告書による消費		課税標準額		消費税額		控除過大調整税額		控除税額小計		控除不足還付税額	
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
課税標準額											
消費税額											
控除過大調整税額											
控除対象仕入税額											
返還等対価に係る税額											
貸倒れに係る税額											
控除税額小計											
(4)+(5)+(6)											
控除不足還付税額											

期間内に助成対象経費の支払日が含まれているか、ご確認ください。

事項	適用	有	無	31
工事進行基準の適用				
現金主義会計の適用				
課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用				
課税売上高5億円超又は課税売上割合95%未満				
一括比例配分方式				
全額控除				

※ 例として個人事業者用の様式を示しております。法人の場合は法人用の様式をご用意ください。

（課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表（付表２－３（又は付表２－１又は付表２－２））の写し
のチェックポイント）

第4-(10)号様式

付表２－３ 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一般

		用	分	合	計	C
		円	円	円	(A+B)	円
課税売上						
免税						
非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額	③					
課税資産の譲渡等の対価の額（①＋②＋③）	④					
課税資産の譲渡等の対価の額（④の金額）	⑤					
非課税売上額	⑥					
資産の譲渡等の対価の額（⑤＋⑥）	⑦					
課税売上割合（④／⑦）	⑧					[%]
課税仕入れに係る						
明細税額票の宛先 こととなった場合 の調整（加）						
課税仕入れ等 （⑧＋⑩＋⑪）						
課税売上高が5 課税売上割合が						
課5課95						
税倍税%	⑩のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑩				
売円	⑩のうち、課税売上げと非課税売上げに 共通して要するもの	⑪				
売上高	個別対応方式により控除する 課税仕入れ等の税額	⑫				
上超	（⑩＋⑪×⑧／⑦）					
制の	一括比例配分方式により控除する課税仕入れ 等の税額（⑫×⑧／⑦）	⑬				
高又合場						
がはが各						
税の課税売上割合を算出する課税仕入れ等						

計算様式（一括比例）の２（１）A欄の金額
と一致しているかご確認ください。

計算様式（一括比例）の２（１）B欄の金額
と一致しているかご確認ください。

⑫の「一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額」
に金額が記載されているかご確認ください。

※ 付表２－１、２－２の場合であっても、同様に記載があるかどうかご確認ください。

カ 課税売上高が 5 億円超又は課税売上割合が 95%未満であって、個別対応方式により消費税の申告を行っている場合

以下、①・②のとおりご対応ください。

① 様式第 12 号の記 2 には、本マニュアル添付の計算様式（個別対応方式シート）の 3 の返還額の金額をご記入ください。

② 添付書類として、

- ・ 本マニュアル添付の計算様式（個別対応方式シート）
- ・ 消費税確定申告書（第 3 - （1）様式）の写し
- ・ 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表（付表 2 - 3（又は付表 2 - 1 又は付表 2 - 2））の写しをご提出ください。

（本マニュアル添付の計算様式（個別対応）チェックポイント）

(2) 対象経費の金額内訳								合計
対象経費名	課税売上対応分	共通対応分	非課税売上対応分	課税売上対応分	共通対応分	非課税売上対応分	非課税仕入額 不課税仕入額	
								0
								0
								0
								0
								0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0

助成金の総事業費の金額と一致しているかご確認ください。

具体的な助成対象経費名（POSレジ
など）1つずつを記載してください。

それぞれの助成対象経費が税務上どのような処
理をしたか金額を記載してください。

(消費税確定申告書 (第3 - (1) 様式) のチェックポイント)

G K 0 3 0 6

第3 - (1) 号様式

令和 年 月 日 税務署長殿

納税地 (フリガナ) 屋号 個人番号 (フリガナ) 氏名

☐ (個人の方) 振替継続希望

申告年月日 令和 年 月 日

申告区分 指導等 庁指定 局指定

信日付印 確認 個人番号カード 通知カード・運転免許証 その他

身元確認

指導年月日 相談 区分1 区分2 区分3

令和 年 月 日

個人事業者用

第一表

令和五年十月一日以後終了課税期間分

第3 - (1) 号様式であるか、ご確認ください。

自 令和 年 月 日
 至 令和 年 月 日

個別対応方式に○がついているか、ご確認ください。

この申告書による消費		課税標準額の適用		延払基準等の適用		工事進行基準の適用		現金主義会計の適用		課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用		課税売上高5億円超又は課税売上割合95%未満		上記以外	
課税標準額 ①	0 0 0	☐	有	☐	有	☐	有	☐	有	☐	有	☐	有	☐	有
消費税額 ②		☐	有	☐	有	☐	有	☐	有	☐	有	☐	有	☐	有
控除過大調整税額 ③		☐	有	☐	有	☐	有	☐	有	☐	有	☐	有	☐	有
控除対象仕入税額		☐	有	☐	有	☐	有	☐	有	☐	有	☐	有	☐	有
返還等対価に係る税額		☐	有	☐	有	☐	有	☐	有	☐	有	☐	有	☐	有
貸倒れに係る税額		☐	有	☐	有	☐	有	☐	有	☐	有	☐	有	☐	有
控除税額小計 (④+⑤+⑥)		☐	有	☐	有	☐	有	☐	有	☐	有	☐	有	☐	有
控除不足還付税額		☐	有	☐	有	☐	有	☐	有	☐	有	☐	有	☐	有

期間内に助成対象経費の支払日が含まれているか、ご確認ください。

※ 例として個人事業者用の様式を示しております。法人の場合は法人用の様式をご用意ください。

（課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表（付表２－３（又は付表２－１又は付表２－２））のチェックポイント）

第4-(10)号様式

付表2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一般

		計	C
		(A+B)	
課税売上			
免税			
非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額	③		
課税資産の譲渡等の対価の額（①＋②＋③）	④		
課税資産の譲渡等の対価の額（④の金額）	⑤		
非課税売上額	⑥		
資産の譲渡等の対価の額（⑤＋⑥）	⑦		
課税売上割合			
課税仕入れ等 （⑩＋⑪）			
課税売上高が5 課税売上割合が	⑫		
課5課9 税優税%	⑬のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑬	
売未 売円	⑬のうち、課税売上げと非課税売上げに 共通して要するもの	⑭	
上調 上超	個別対応方式により控除する 課税仕入れ等の税額 〔⑬＋（⑭×④／⑦）〕	⑮	
高又合場 がはが合	一括比例配分方式により控除する課税仕入れ 等の税額（⑭×④／⑦）	⑯	

計算様式（個別対応）の２（１）A欄の金額
と一致しているかご確認ください。

計算様式（個別対応）の２（１）B欄の金額
と一致しているかご確認ください。

⑬～⑮の個別対応方式のところに金額が記載されているかご確
認ください。

※ 付表２－１、２－２の場合であっても、同様に記載があるかどうかご確認ください。

4 返還が生じた場合のその後の手続きについて

3（3）のエ～カで返還額が生じた場合は、後日、労働局より納入告知書が送付されます。送付されましたら、金融機関等にて、指定の期日（納入告知書に記載があります）までに返還額をお支払いください。

（納入告知書（例））

別紙第4号の10書式（平17財令22・追加、令2財令73・一部改正）

第一片

領収済通知（報告）書 国庫金

（記入例）40123456789

この書面は、送り届さずには納付場所へ提出して下さい。

① 納付期限 年 月 日

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、納入代理店又は所属収入官吏

（氏名） 殿

延滞金の起算日 延滞金の利率 延滞金 年 月 日までに円発生しています。

元 本 利 息 延滞金 合計額

※ 延滞金は、月1日以後の延滞金納入額に上記の合計額を加算して算出します。

（主税又は所管） （徴収庁名） （徴収年月日及び徴収率名）

第二片

領収控 国庫金

（氏名） 殿

延滞金の起算日 延滞金の利率 延滞金 年 月 日までに円発生しています。

元 本 利 息 延滞金 合計額

※ 延滞金は、月1日以後の延滞金納入額に上記の合計額を加算して算出します。

（主税又は所管） （徴収庁名） （徴収年月日及び徴収率名）

第三片

（納入告知書・納付書）・領収証書 国庫金

（氏名） 殿

延滞金の起算日 延滞金の利率 延滞金 年 月 日までに円発生しています。

元 本 利 息 延滞金 合計額

※ 延滞金は、月1日以後の延滞金納入額に上記の合計額を加算して算出します。

（主税又は所管） （徴収庁名） （徴収年月日及び徴収率名）

※ 実際のもものと異なる場合がございます。